

京都市立芸術大学跡地における土壤汚染対策業務 公募型プロポーザル実施要項

京都市文化市民局
文化芸術都市推進室
文化芸術企画課

京都市立芸術大学跡地における土壤汚染対策業務の受託者として最も適した候補者（以下「受託候補者」という。）を選定するに当たり、当該業務の品質を確保し、効果的に実現するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による企画競争を行う。

1 業務の内容

(1) 件名

京都市立芸術大学跡地における土壤汚染対策業務

(2) 業務内容、履行期間等

別に定める「京都市立芸術大学跡地における土壤汚染対策業務委託仕様書」（以下「仕様書」）のとおり

2 契約上限額

金 213,400千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 プロポーザルの参加資格

(1) 令和8年度京都市競争入札参加有資格者であること。

(2) 次のアからイの要件を満たす者を管理技術者として配置し得ること。

また、管理技術者のほか、仕様書に定める担当技術者（土壤汚染分野担当）を配置し得ること。

その他、必要に応じて担当技術者を配置すること。

ア 自社において、引き続き3か月以上の雇用関係があること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第5項の規定による合格証明書の交付を受けた、一級土木施工管理技士または一級建築施工管理技士であること

(3) 事業者が参加申請書等を提出する日から受託候補者として決定する日までに次のア～オに該当する場合は、応募できない。

ア 京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団員等並びに同条第5号に規定する暴力団密接関係者

※応募資格確認のため、京都府警察本部に照会する場合がある。

イ 法人又はその代表者が次の(ア)～(エ)に掲げる税等を滞納している者

(ア) 所得税又は法人税

(イ) 消費税

(ウ) 本市の市税

(エ) 本市の水道料金及び下水道使用料

ウ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者

エ 法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条若しくは第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過し

ない者

オ 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の措置を受けている者

(4) 令和8年7月中に汚染除去等の実施措置に着手できる者

4 応募手続等

(1) 提出書類

次のア～クに掲げる書類を後記「9 問合せ先及び提出先」に提出すること。

ア 参加申請書（第1号様式）

イ 業務実績調書（第2号様式）

ウ 配置技術者調書（第3号様式）

エ 資格を証明する資格者証等の写し

「ウ 配置技術者調書（第3号様式）」に記載する者について、規定する資格を有する者がいる場合は提出すること。

オ 管理技術者及び担当技術者の3か月以上の雇用を証明する書類

常勤の自社社員であり、参加申請日において引き続き3か月以上の雇用関係にあることが確認できる書類（会社名が表示されている健康保険証等）の写しを提出すること。

カ 技術提案書（様式自由）

別紙仕様書、評価要領等を踏まえ、以下の点について、それぞれ提案事項を記載すること。

(ア) 業務実施にあたっての基本的な考え方・取組方針・実施体制

(イ) 調査・計画策定における課題・留意事項の想定

(ウ) 業務スケジュール案及び管理における工夫

(エ) 施工に関する工夫等

(オ) 資料作成能力・わかりやすい説明

キ 見積書（第4-1号様式）、見積内訳書（様式4-2号様式）

契約締結後は仕様書に基づく書式で作成のうえ、あらためて提出すること。

ク 誓約書（第6号様式）

(2) 提出部数

技術提案書 ((1)カ) 紙媒体 10部

その他資料 ((1)ア～オ・キ～ク) 紙媒体各1部

(3) 提出期限

令和8年6月22日（月）午後5時（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。これら以外の方法（FAX、電子メール等）による提出は受理しない。郵送する場合は期間内の必着とし、必ず電話等により到達確認を行うこと。

(5) 留意事項

ア 技術提案書等の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容とすること。

イ 提案審査は技術提案書等により行うため、別紙1「京都市立芸術大学跡地における土壌汚染対策業務受託候補者評価要領」を参照し、適宜、図表・写真等を用いながら専門的な知識を持たない者でも理解できる表現で記載すること。

ウ 「仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。

エ 様式は自由だが、用紙サイズはA4又はA3とし、枚数は各項目1～3枚程度とすること。

(6) その他

ア この応募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格事項

参加申請書、技術提案書等が次の(ア)～(オ)に該当する場合は、失格となるときがある。また、受託候補者の選定に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合も失格とする。

(ア) 提出書類、提出期限、提出方法及び提出先に適合しないもの

(イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの

(オ) 本市が示した契約上限額を上回る見積価格であるもの

ウ 制約事項

(ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全てを提案者の負担とする。

(イ) 提出された書類は、事業者の選定以外には提案者に無断で使用しない。

(ウ) 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することができる。

(エ) 提出された書類について、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。

(オ) 提出された書類は、全て返却しない。

5 本件に対する質問期限及び回答

募集内容について質問等がある場合は、以下(1)～(5)により受け付ける。ただし、他の応募事業者に関する質問には応じない。

(1) 資格

「3 プロポーザルの参加資格」を満たす者とする。

(2) 質問期限

令和8年6月11日(木)午後5時(必着)

※期限後の質問は、一切受け付けない。

(3) 質問方法

後記「9 問合せ先及び提出先」のメールアドレスに、「京都市立芸術大学跡地における土壤汚染対策業務」と件名に記入し、4(1)ア参加申請書(第1号様式)を添付したうえで、電子メールで問い合わせること。面談又は電話での質問は一切受け付けない。

(4) 回答日及び回答方法

質問者に関する情報は伏せたうえで、令和8年6月15日(月)を目途に本市ホームページに質問及び回答を掲載する。回答内容については、本要項の追加又は修正とみなす。

(5) 基礎資料の貸出し

プロポーザルの参加資格を満たす者に対し、以下に記載する資料の貸出しを受け付ける。貸出しを希望する場合は、後記「9 問合せ先及び提出先」に記載の連絡先に電話にて申込みのうえ、貸出時には、設計図書借受申請書(様式5)を提出すること。

ア 土壤汚染対策法第7条第1項に基づく汚染除去等計画書(令和8年4月17日)

イ 同添付資料

ウ 土壤調査報告書(令和7年3月)及び同添付資料

6 受託候補者の選定に関する審査

(1) 審査の方法

応募者から提案された価格、その他提案事項のほか、応募者のこれまでの実績等について、別紙1「京都市立芸術大学跡地における土壌汚染対策業務 受託候補者評価要領」に基づき審査委員会において総合的に評価し、各項目の合計点が6割以上の評価を得た参加者の中から受託候補者1者を選定する。

また、審査に当たっては、京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課等に対し意見聴取を行うほか、必要に応じて参加者にヒアリングを実施する場合がある。ヒアリングを実施する場合は、参加者に別途通知する。

なお、参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。

(2) 審査委員会

審査委員会は、以下の委員で構成する。

【審査委員】（4名）

委員長	文化市民局文化芸術都市推進室京都芸大・文化連携推進部長
委員	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課長
委員	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課担当課長
委員	行財政局資産イノベーション推進室企画課長

7 受託者の決定・公表

(1) 審査結果の通知

審査結果は、書面をもって令和8年6月29日（月）頃に通知する。また、結果については、参加事業者及び評価点を本市ホームページで公開する。

(2) 受託者の決定

受託候補者と協議し、仕様等の契約内容について合意した場合は、契約を締結する。

なお、受託候補者（第一交渉権者）と協議し、合意しなかった場合は、次順位の交渉権者を新たな受託候補者として協議を行う。

8 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、別紙2「業務委託契約書（案）」及び以下を基本とする。

(1) 契約金額及び内容

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

契約内容は、仕様書及び技術提案書の内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

(2) 選定後の準備

選定された受託候補者は、業務開始時までには実施方法の詳細について本市と協議し、必要な準備を完了のうえ、令和8年7月中に汚染除去等の実施措置に着手すること。

9 問合せ先及び提出先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課（担当 水畑、久保田）

電話：075-222-3128

E-Mail：bunka@city.kyoto.lg.jp